

様式第二十三（第十三条関係）

認定（更新）申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）

氏名又は名称（注1）

法人番号（注2）

（ふりがな）

住 所

代表者の氏名等（注3）

印（注4）

連 絡 先 （注5）

（電話番号）

（FAX 番号）

（E-mail）

（担当者名）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第7条の2第1項の認定（法第7条の5の認定の更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
2. 本申請の対象となる経済連携協定の名称
3. 輸出する物品の品名（英文でも可）及び関税番号
4. 第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称及び住所
5. 法第七条の四第一項に規定する認定基準に適合している旨の説明
 - イ 第一種特定原産地証明書の過去の受給実績（注6）
 - ロ 第二種特定原産地証明書の作成に関する業務の実施に係る体制及び運営に関する事項（注7）
 - （1）第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項
 - （2）第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者に関する事項
 - （3）第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者に関する事項（注8、9、10）
 - ハ 物品の生産者との連絡体制の整備状況（注11）

<記載要領>

- (注1) 申請者の「氏名又は名称」及び「住所」欄は、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、当該法人その他の団体の名称及び住所（本店又は主たる事務所の住所）を記載すること。
- (注2) 認定申請者が法人その他の団体である場合には、法人番号を記載すること。法人番号の指定がない場合又は認定申請者が個人である場合にあっては、当該記載を要しない。
- (注3) 代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。
- (注4) 押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。
- (注5) 申請者の「連絡先」欄は、本申請内容について総括的対応が可能であるとともに、申請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元的窓口を担う者の連絡先を記載すること。
- (注6) 5. イについては、過去1年間の月別受給実績及び直近1件の証明書番号を記載すること。なお、認定の更新申請に当たっては、当該記載を要しない。
- (注7) 認定申請者が個人である場合にあっては、5. ロの事項の記載を要しない。
- (注8) 5. ロ(3)の証明書作成業務担当者については、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が複数ある場合は、当該事務所ごとに配置していること。また、一の事務所に証明書作成業務担当者として複数の者を配置している場合は、それぞれの者について記載すること。
- (注9) 証明書作成業務担当者の特定原産地証明書に係る実務経験について、主たるものを下記(1)～(4)から一つ選択し、かかる事務に従事した期間及びその法人・団体名について記載すること。なお、(3)を選択した場合は、期間及び法人・団体名の記載を要しない。
- (1) 法第3条第2項若しくは第3項の資料又は経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第4条の2第4項の資料（特定原産品であることを明らかにする資料（以下「資料」という。））の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の確認を受けた者
 - (2) 資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の確認を受けた場合に限る。）
 - (3) 法第7条の2第1項の認定を受けた者（個人である場合であって、法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(4) 第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者(当該法人その他の団体が法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。)

(注10) 上記(1)～(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する場合、具体的に説明すること。なお、「実務経験」欄において、上記(1)～(4)のいずれかを選択した場合は、記載を要しない。

(注11) 5.ハについては、申請者が法人その他の団体である場合は、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、連絡体制を整備していること。

<備考>

この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。